

浜岡原子力発電所の耐震性及び運転計画に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二日

参議院議長 西岡武夫 殿

浜田和幸



浜岡原子力発電所の耐震性及び運転計画に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所から放射性物質が外部に漏れだす事故が発生し、現在も周辺地域に大きな影響を及ぼしている。

他方、近い将来、東海地震、東南海地震及び南海地震の震源域が連動する巨大地震が発生することが懸念されており、東海地震の震源域付近には浜岡原子力発電所がある。

そこで以下のとおり質問する。

一 浜岡原子力発電所の一号機及び二号機は現在廃炉手続き中であると思料されるが、これらの原子炉施設は最大何ガルの振動に耐えられるようになつてているのかについて明らかにされたい。

二 浜岡原子力発電所の三号機は現在定期点検中であり、四号機及び五号機は運転中であると思料されるが、これらの原子炉施設は最大何ガルの振動に耐えられるようになつてているのかについて明らかにされたい。

三 東海地震、東南海地震及び南海地震の震源域が連動する巨大地震が発生した場合、浜岡原子力発電所付近では何ガルの振動が発生すると予想されているのかについて明らかにされたい。

四 浜岡原子力発電所の敷地内及び同発電所から半径十キロメートル以内に断層が存在するのか否か及び存在する場合の断層の数を明らかにされたい。

五 地震にともなう原子力発電所の事故の可能性及びその影響に鑑み、浜岡原子力発電所の運転を今後すべて中止する考えはあるのか。政府の見解を示されたい。

六 浜岡原子力発電所は中部電力株式会社の発電施設であり、同社は、同発電所の半径十キロメートル圏内の地方自治体との間で安全協定を結んでいる。福島第一原子力発電所の事故の影響が同発電所から半径十キロメートルの範囲を大きく超えて生じていることに鑑み、今後、同社に対し、より広範囲の地方自治体と安全協定を結ぶよう求めるつもりはあるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。